

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年2月9日現在

福島県		出荷制限			
クサツツ(こごみ)		H24.5.9～: 福島市、猪折町 H24.6.1～: 相馬市、伊達市、南相馬市、三春町 H24.6.2～: 川俣町 H24.6.7～: 田村市 H24.5.7～R3.4.9解除: 古殿町 H24.3.10～R3.9.10～部解除: 二本松市、大玉村、(被塗されるクサツツは出荷制限の対象から除く。) H24.4.30～: 那山市 H24.5.7～: 横葉町、東郷村 H24.5.10～: 庄原町 H24.5.10～R29.9.11解除: 会津美里町			
クサツツ(こごみ)(野生のものに限る。)		H26.4.24～H29.9.11解除: 会津美里町 H27.4.30～: 南相馬市 H24.5.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 那山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町 H24.5.10～: 伊達市、西見町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H24.5.14～: 福島川町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17～: 猪折町、猪苗代町 H24.5.17～: 那山市、土場原村 H24.5.14～: 遠野町 H24.5.10～: 相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、長岡村 H24.5.20～: 三島町、川内村 H24.5.22～: 遠川町、庄原町 H24.5.26～: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、金峰町下町、玉川村、平田村、中島村 H24.5.29～: 三春町 H24.5.29～: 長井町 H24.5.3～: 会津若松市、磐石町 H24.5.5～: 金山町 H24.5.70～: 善和村 H24.4.28～: 西会津町 H24.5.6～: 只見町 H24.4.2～: いわき市、二本松市 H24.5.10～: 南相馬市 H24.5.24～: 川俣町 H24.5.31～: 南相馬市 H24.5.14～: 横葉町、東郷村 H24.5.10～: 福島川町 H24.5.20～: 川内村 H24.5.20～: 那山市 H24.5.14～: 田村市 ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.5.14～: 庄原町、大玉村 H24.5.24～: 福島川町、国東町 H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.4.2～: 福島市 H24.4.7～: 那山市、白河市、塙町、新郷町 H24.4.10～: 大玉村、西郷村 H24.4.14～: 川俣町 H24.4.25～: 南相馬市 H24.5.14～: 庄原町、磐梯町 H24.5.19～: 二本松市、古殿町、奥州村 H24.5.20～: 川内村 H24.5.26～: 本宮市、須賀川市 H24.5.6～: 磐石町 H24.5.10～: 田村市 H24.5.14～: 猪苗代町 H24.5.2～: 北塙原村 フキ フキ(野生のものに限る。)	H24.5.26～: 善和村 H24.5.19～: 熊野町、猪苗代町 H24.6.16～: 天栄村 H24.4.9～H31.2.27解除: 田村市 H24.4.10～: 伊達市、桑折町、国見町 H24.4.11～: 横葉町、東郷村 H27.2.25～: 南相馬市 H24.1.20～: 本宮市 H24.5.10～R2.3.10～部解除: 伊達市、(被塗されるフキは出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～H28.8.1～部解除: いわき市、(被塗されるフキは出荷制限の対象から除く。) H24.5.17～: 川俣町 H24.5.17～H27.5.15～部解除: 喜多方市 H24.5.17～H28.6.2～部解除: 福島市、(被塗されるフキは出荷制限の対象から除く。) H24.5.17～: 南相馬市 H24.5.11～: 銚子町 H24.4.30～: 横葉町 H24.5.14～: 東郷村 H24.5.14～: 庄原町 H24.5.14～: 二本松市 H24.5.14～: 庄原町 H24.5.12～H25.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 H24.5.12～H25.10.21解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.6.6～H23.10.21解除: 福島市、伊達市、原町区 南相馬市(第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字善岳、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.6.6～H23.12.13解除: 南相馬市(第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字善岳、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域を除く。) H24.6.6～H25.10.21解除: 国見町 H24.6.6～H24.7.11解除: 相馬市 H24.8.29～: 福島市 H24.8.29～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H24.1.10～H27.1.29解除: いわき市 H23.10.14～H28.3.17解除: 桑折町 H23.10.14～H29.2.1解除: 伊達市 H23.8.29～H30.1.26解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H24.9.20～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H24.9.20～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.10.14～H29.2.1解除: 二本松市 H24.9.26～H27.1.23解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市 H23.12.3～H26.11.17解除: 相馬市 H24.12.9～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.12.9～H25.12.25解除: 南相馬市(第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字善岳、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域を除く。) H23.12.9～H30.1.13解除: 南相馬市(第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字善岳、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域に限る。) 小豆	H25.1.4～H25.11.7～部解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。) H24.11.15～H25.11.7～部解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。) H24.12.25～H26.3.13～部解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 郡山市(旧野野村の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～部解除: 桑折町(旧連崎町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.1.4～H25.8.9～部解除: 二本松市(旧小浜町及び旧渋川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.1.4～H25.8.9～部解除: 桑折町(旧連崎町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.2.18～H25.7.10～部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.5～H25.7.10～部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村の区域に限る。) H25.3.25～H25.7.10～部解除: 福島市(旧草塚村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧草塚村の区域に限る。) H25.1.4～H25.5.17～部解除: 伊達市(旧坂本村及び旧富野村の区域に限る。) ～H26.10.7解除: 伊達市(旧坂本村及び旧富野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.10～部解除: 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.17～部解除: 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) ～H28.3.25解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17～H27.6.23～部解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) ～H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。) H24.11.17～: 福島市(旧小国町の区域に限る。) H24.11.29～: 伊達市(旧小国町及び旧月輪町の区域に限る。) H24.12.5～: 福島市(旧福島市の区域に限る。) H24.12.6～: 二本松市(旧波川村の区域に限る。) H24.12.9～: 伊達市(旧桂沢村及び旧宮村の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市(旧坂本村の区域に限る。)
穀類 米(平成29年産)		※ [] の箇所は、出荷制限の対象			

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和4年2月9日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～H27.2.18解除: 广野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 广野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.4.13～飯館村
	H23.9.6～棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) H23.9.15～R3.9.10一部解: いわき市、棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。) H23.9.20～R3.9.10一部解: 南相馬市(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)
肉	イノシシの肉

※ [] の箇所は摂取制限の対象